

「定額減税しきれないと見込まれた方」等への追加の給付金 定額減税補足給付金（不足額給付）のご案内

「定額減税補足給付金（不足額給付）」とは？

調整給付の「不足額給付」とは、以下の事情により当初調整給付（注）の支給額に不足が生じる場合に、追加で給付を行うものです。

（注）昨年初、「定額減税しきれないと見込まれた方」に対しては、当該減税しきれないと見込まれた額を基礎として調整給付金（当初調整給付）を支給しております。

不足額給付Ⅰ 当初調整給付の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額（令和6年分推計所得税額）を用いて算定したことなどにより、令和6年分所得税及び定額減税の実績額等が確定したのちに、本来給付すべき所要額と、当初調整給付額との間で差額が生じた方に対して、その差額を支給

対象者となる方の例

- 令和5年所得に比べ、令和6年所得が減少したことにより、「令和6年分推計所得税額（令和5年所得）」>「令和6年分所得税額（令和6年所得）」となった方
- こどもの出生等、扶養親族が令和6年中に増加したことにより、「所得税分定額減税可能額（当初給付時）」<「所得税分定額減税可能額（不足額給付時）」となった方
- 当初調整給付後に税額修正が生じたことにより、令和6年度分個人住民税所得割額が減少し、不足額給付時に一律対応することとされた方

イメージ

不足額給付時
調整給付所要額
(令和7年)
A

※1万円単位

当初給付時
調整給付所要額
(令和6年)
B

=

調整給付金
不足額給付額
(令和7年)
C

※1万円単位

【当初給付時(令和6年)】

【不足額給付時(令和7年)】

給付不足額

不足額給付額
(令和7年)
※1万円単位

1万円単位への切上げ額

所得税分
定額減税しきれない額
(R6推計値)

個人住民税所得割分
定額減税しきれない額
(R6実績)

※1万円単位

1万円単位への切上げ額

所得税分
定額減税しきれない額
(R6実績値)

個人住民税所得割分
定額減税しきれない額
(R6実績)

A

不足額給付時(令和7年)所要額

※1万円単位

※注1：所得税・個人住民税合わせて既に4万円の定額減税を受けられている方、または合計所得金額180.5万円超の方は、調整給付の対象とはなりません。

※注2：「不足額給付時調整給付所要額」(A)が「当初給付時調整給付所要額」(B)を下回った場合にあっては、余剰額の返還は求めません。

不足額給付Ⅱ 本人及び扶養親族等として定額減税対象外であり、かつ低所得世帯向け給付の対象世帯の世帯主・世帯員にも該当しなかった方に対して、1人当たり原則4万円（定額）を支給

対象者となる方の例

以下すべての要件を満たす方

- 令和6年分所得税・住民税所得割ともに定額減税前税額がゼロ（本人として定額減税対象外）
- 青色事業専従者・事業専従者（白色）、合計所得金額48万円超の方（税制度上「扶養親族等」から外れてしまう）
- 低所得世帯向け給付（R5・R6非課税給付）の対象世帯の世帯主・世帯員に該当していない

制度については内閣官房ホームページ 給付金・定額減税一体措置もご覧ください

不足額給付

検索

給付金・定額減税一体措置

検索

(<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/benefit2023/index.html>)



給付金の受給手続き

直方市では、申請手續の負担軽減に取り組んでいます

内閣府の制度設計では、不足額給付Ⅰのうち令和6年度課税団体と令和7年度課税団体が転出により異なる場合・不足額給付Ⅱの要件を満たす場合には、必要な資料を添えて申請するよう求めています。書類提出等の負担軽減のため、市で可能な限り事前に必要な情報の調査を行い、支給要件の判定を行っております。その上で、原則、対象となる方にのみご案内を送付しています。

支給のお知らせが届いた方

手続き
不要

市で支給要件の確認が取れ、かつ市で給付金の振込先口座情報を把握している方

振込予定日：お知らせ書類に記載

案内書類に記載された内容をご確認の上、

○口座変更・受給辞退を希望される方 ○申し出が必要な場合 のみ別途お手続き下さい。

支給確認書が届いた方

手続き
必要

市で支給要件の確認が取れたが、市で給付金の振込先口座情報を把握していない方

手續期限：令和7年11月28日（金）必着

確認書に記載された内容をご確認の上、

①郵送 または ②オンライン にて受給手続きを行って下さい。

○記載された数値に重大な相違を認める場合などは別途お手続き下さい。

申請書が届いた方

手続き
必要

市で支給要件の確認が取れなかった方

手續期限：令和7年11月28日（金）必着

市で支給要件に該当するか審査を行う必要が有ります。

○支給要件に該当する場合のみ、

申請書に記載された内容をご確認の上、郵送にて手続きを行って下さい。

支給要件に該当すると思われるが、案内が届かない場合

他市町村への照会等も含めて市で支給要件の調査を行っておりますので、結果反映や金額の算定にお時間がかかる場合が有ります。順番にご案内をお送りしていますので、しばらくお待ちください。案内書類の送付の状況については直方市HP等で随時更新します。

その他



「定額減税しきれないと見込まれる方」への給付金（「補足給付金」「調整給付金」「不足額給付金」等）の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国の職員などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、下記コールセンターや最寄りの警察署が警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。また、都道府県・市区町村や国の機関を名乗るお心当たりのないメールが送られてきた場合、メールに記載されたURLにアクセスしたり、個人情報を入力したりせず、速やかに削除していただきますようお願いいたします。

お問い合わせ

直方市価格高騰給付金事務局コールセンター 受付時間 8:30～17:00（土日祝を除く）

050-1750-6859